

第五十五回国会 衆議院 通信 委員會議録 第二十号

昭和四十二年七月六日(木曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 田村 元君

理事 森本 靖君

小淵 惠三君

上林山榮吉君

德安 實藏君

羽田武嗣郎君

三ツ林弥太郎君

山口 敏夫君

井手 以誠君

原 茂君

田代 文久君

出席國務大臣

郵政大臣 小林 武治君

出席政府委員

郵政政務次官 田澤 吉郎君

郵政大臣官房長 竹下 一記君

郵政省簡易保険局長 武田 功君

委員外の出席者

專門員 水田 誠君

七月六日

委員上林山榮吉君、四宮久吉君及び中曾根康弘君

君辭任につき、その補欠として三ツ林弥太郎君、渡辺肇君及び山口敏夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三ツ林弥太郎君、山口敏夫君及び渡辺肇君

辭任につき、その補欠として上林山榮吉君、中曾根康弘君及び四宮久吉君が議長の指名で委員

に選任された。

七月五日

郵便物の日曜配達廃止に関する陳情書外三件(福島県伊達郡保原町議会議長仁志田昇外三名)(第二九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案(内閣提出第八六号)

○松澤委員長 これより會議を開きます。

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。森本靖君。

○森本委員 この年金関係についても、いろいろあらゆる角度から質問がありましたけれども、いよいよ大詰めになったようであります。しかしこれを初めからひとつ順序正しく、簡単に、要を得て質問をしていきたい、こう思いますので、あなたの方でもひとつそのつもりで御答弁を願いたい、こう思うわけであります。

そこでまずお聞きしたいと思ふことは、当委員会でも、特に私がこの年金問題については、いままでの戦前の年金が現実に三月で十二円あるいは三十円というふうな形のものを支払ってあったのでは、これはもう話にならぬではないかというところで、しばしば私がこの委員会において政府に要求してきたところであります。

前の郵政政務次官に丹羽さんという人がおりますが、この丹羽さん自身が当時三十円くらいの年金をもらつておつて、私も全く同感だという答弁をいたしておるわけですが、そういう点で

われわれがこの委員会を通じまして、こういうふうな戦前の年金について直せということを言つてきましたのは、この年金についてある程度これをスライドいたしまして、そうしてこの老後を保障するといふ形のものをとれといふ趣旨において、われわれとしては極力言つてきたわけでありまして、今回ここに出てまいりましたところのこの法案というものは、そういうふうないわゆるこの委員会における論議の過程に対する回答として出されたといふことになるのか。あるいはまた郵政省として、こういうふうな小口年金といふものをいつまでも置いていたのでは、事務的に非常にやりにくい、困難である。だから事務の効率化、合理化をはかるために、今回これを出してやるのだというふうな考え方であるのか。そのいずれにこの法案の目的があるのか。これをひとつ事務当局にお聞きしておきたいと思ふわけであります。

○武田政府委員 本法の立法の目的は、先般も御答弁申し上げましたように、現在少額になつておりますところの、いわゆる戦前の古い契約を毎回郵便局に取りに行くという煩瑣を避けるというのと、そして同時に、またこれによりまして支払の側といたしまして、事務的にも合理化がはかれる、こういう両々の意味を持ちまして、双方にそれぞれの便利がある、こういうことからこの際、この古い契約を整理をしたい、こういうことでございます。

○森本委員 そういたしますと、これを整理をいたしました場合に、事務的に合理化になり、能率化せられるというところは、はっきりしたわけでありまして。それから取りに来る人も、十二円なり二十円というものを三月に一回ずつ取りに来るといふことは不便であらう、だからこういうふうな法律案件を出して、一挙に払つたほうが、その人に対しては便利であらう、こういう理由もわかりま

す。ただ、そこで私たちがこの委員会を通じまして、こういうふうな現在の支払い方法ではだめだ、これがある程度スライドして、そうして年金として老後が保障せられるようにしてやりなさい、こういった問題に対する回答はどういう形になるのか、この法案で終わるといふことであるのか、この法案はそういう要求に対して変わった形において出てきておる、こう解釈をせられるのかどうか。

○武田政府委員 従来もスライドというふうな論議もございまして、また要望もございました。ただ、この郵便年金は御案内のように任意年金でございまして、本来からそのためまえが公的年金とは性格を異にしております。したがって、加入者の払い込みました資金の運用によつてこれを経営していかざるを得ない性格を持つております。でございまして、私どもはそういう観点からこの問題につきましては、スライドという問題は考えられない、こういう立場でこれを整理しよう、こういうことでございまして。したがって、あるいはお答えになるかどうかちよつと疑問でございましてけれども、お尋ねの問題に對します回答としてこの法案が結論、こう申し上げていかと存じます。

○森本委員 そういたしますと、当委員会においてもしばしば論議をせられた問題に対する回答がこの法案である、こういうことですか。

○武田政府委員 さよう御了解いたされたかと思ひます。

○森本委員 もしそういうことであるとすれば、これはもう郵政省並びに郵政大臣としての力が閣内において最も足らざるところであると言わざるを得ないと思ひます。これは一時金として支払うということについては確かに郵政省側としてはけつこうでありますけれども、郵便年金に

入った側からいたしますならば、一応郵便年金に入って老後を安全に送り得るという形において郵便年金というものに入っておるわけであります。そういう点から考えた場合に、いまの物価高の際に五千円ないし一万円程度もたったところで、これはもう二月か三月使ってしまえばそれで済みます。こういうことに現実になるわけであつて、そういう点からいたしますならば、今回のこの法案そのものは政府みずから年金のいわゆる性格、性質というものを私は破つておるというふうに言わざるを得ないと思ふのですが、その点どうですか。

○武田政府委員 年金の制度の問題としていわゆる経済情勢に應ずる定額年金というものが成り立ち得るかどうかという問題は、確かに一つの問題でございますけれども、これはなかなかむづかしい問題でございます。にわかになんかそういう制度の創設は望めないのじゃないか、こういうことが私どもの研究の結果でございます。したがって、それから考えますと、この制度の場合はやはりこの形のままで年金を続けざるを得ないということになりますと、これはかえつて利用者にとつても手足まといと申しますか、必ずしも有利でない。したがつてこの際ここでとめて一時に繰り上げて支払うということによつて、一応ここで終止符を打ったほうがいいのではないかと、こう考えた次第でございます。

○森本委員 そういたしますと、この案が年金加入者のことを考へてということよりも、郵政省側が自分自身のほうを考へてこういう案をつくつたということにならざるを得ないと私は考へるわけでありませう。

そこでちよつと聞いておきたいと思ひますが、現在郵便年金福祉事業団が行なつております老人ホームでありますが、この老人ホームに入所する資格はいまどういふ資格になつておりますか。

○武田政府委員 短期ホームでございますが、短期ホームは満五十五歳以上の簡易保険または郵便年金の加入者で、利用期間が一カ月以内というこ

とでございます。これは短期ホームの利用資格でございます。

それから長期のホームは残存保険期間が一年以上ある被保険者及び年金受け取り人または残存保険期間が一年以上ある年金継続受け取り人で満六十歳以上の人で利用者が被保険者の場合は保険金額三十五万円以上の契約に加入している方、それから年金受け取り人、年金継続受け取り人の場合は年金額二万四千円以上の契約に加入している人、こういうふうになつております。

○森本委員 そうすると年金額が二万四千円以上、こういうことですか。

○武田政府委員 さようでございます。

○森本委員 それはどこできめたのですか。

○武田政府委員 これは事業団の事業方法書であつたかと思ひます。

○森本委員 それは事業団できめて郵政省が承認しなければいかぬでしょう。

○武田政府委員 さようでございます。

○森本委員 どうしてこの二万四千円というものを承認したのですか。そんなことしたらこの昭和二十二年以前の年金の加入者は入れぬじゃないですか。

○武田政府委員 きめ方としてこうなつておりました、ただ仰せのようなことがございますので、いわゆる換算表をつくりまして昭和二十四年五月三十一日以前のものについては大体物価指数に比例した換算の方式をとりまして見ております。

○森本委員 その方法はなかなかよろしいです。確かにそれは郵政省としてはでき過ぎだと思ひます。それは私は確かにいいと思ひますが、そうすると今度こうやつて一括して支払つた人についてはどうなりませうか。

○武田政府委員 私ども今度の対象で消滅した契約者につきましては従来どおり利用できるように事業団と話を進めております。

○森本委員 それはこの場限りの答弁じゃないでしょうね、これは非常に重大なことですから。現在郵便年金に入りたいというよりな人について

は、年金で金を将来もらふというよりも、いま事業団がやつておるところの老人ホームの長期に入つて、もう一生死ぬまでそこにいようというよりなことで年金に入る人が大部分ですよ。ですからそういう点を考えた場合には、今回のいわゆる年金関係の法案で一括支払つてもらつても、たつた一万円か五千円程度である。せつかく入つておつた者が出なければならぬということになつたのでは、これは全くお気の毒で、今回の支払いの対象になつておる人たちがこゝま老人ホームに入るべき年齢の人たちで、そういう点についてい

ま言つたようにこの年金の支払いを行なつても従来同様長期の老人ホームに入れるということになると思ふが、私はまことにけつこうだ、こう思うのですが、その場限りの答弁ではない、そういうふうにいたしますということ間違ひございませんか。

○武田政府委員 さようでございます。現在長期に入つておられます人を見ますと、本件の対象になるような加入者の方は約一割そこそこ報告を受けております。したがつてまず第一にこの方をどうするかということでございます。この方々にはやはり引き続き同居を認めていかなければならぬ。それからまた同時にこのほかの方でもそういう希望があると思ひます。そういうことを考へまして、先ほど御答弁いたしましたようにぜひ利用資格は同じにして扱つていきたい、こういう措置を講じたいと考へております。

○森本委員 いまの局長の答弁は、老人ホームに入りたいあるいは現在入つておる人たちにとつては自分の一生の問題にかかわる問題でありますから、これはしかとそういうふうな運用していただきたい。このことについては事業団にも郵政省からはずつきりとし渡しをしておいてもらいたい、こう思うわけでございます。

そこでこれも同僚中井委員のほうから質問がありましてけれども、どうしてもまだはつきりいたしておりません。それは昭和二十二年十二月三十一日以前というふうなことで切つておるわけであ

ります。どうしても昭和二十二年十二月三十一日で区切つたという点がわれわれとしても納得いかぬわけでありませうが、昭和二十二年十二月三十一日というところで区切つた理由をもう一回明確にしたい、こう思うわけですよ。

○武田政府委員 そもそも考へ方は、やはりいわゆる戦前の年金、こういうところが出発点でございます。そこでいつをもつて境とするかということ、たとえば終戦の日とか、あるいはまた二十年の末だとか、あるいは二十三年とか、いろいろございました。ございましたけれども、私どもといたしましては、ちやうど、終戦後だんだんに経済事情が變つてまいりました。そこで一つの考へ方のよりどころをいたしました。国民の方が利用される制度という、制度の面から見ますと、たまたま戦前は最高制限額が三千六百円にござい

ましたものが、二十一年の十月には六千円になつた、ところが二十三年の一月には二万四千円になつた、それが、こういうような事情がございませう。また、それに伴ひまして最低制限額も、二十一年十月には三十四円にございましたが、二十三年一月から二百四十円に引き上げられた、こういうことと。また、御売物指数等を見ますと、二十一年のあたりは、昭和九年ないし十年を一〇〇としたとしますと一六二七、それが二十三年では十倍になりました。二七九二、こういうたような指数を示しております。したがつて、単なる郵政省側の事務都合というのではなくて、加入される方の加入の都合というところから考へますと、ちやうどこの辺が一つの区切りではないか、こういうふうな考へまして、それ以後の場合にはかなり最低でも上がつておりますし、先刻も御指摘のありましたように、大体そういう制度を了解の上入つていただくといいことになりませうので、私どもはこの二十二年末をもつて区切りとしていいのではないかと、こゝ判断した次第であります。

○森本委員 まあいろいろ言つておるけれども、郵政省としては、二十二年の十二月といたしたことは一応郵政省としての制限額が一つの区切り

であるということであつて、物価指数その他に対する問題であるとするならば、あるいはまた政治的な問題であるとするならば、これはまた違った期日にならなければならぬと思うわけでありまして、いづれにいたしましても、この点についてははっきりいたしておきたいことは、郵政省側として事務的な整理をするのについては、この二十二年の十二月三十一日が一番便利である、こういうところからやつたというふうに、これははっきりなると思ひます。またそれについてはわれわれは非常な反対であります。なぜかならば、二十二年十二月三十一日以前と言いますが、そういたしますと二十三年以降の契約でもこれと同じような小額契約があるはずであります。その二十三年以降の小額契約はどの程度ありますか。

○武田政府委員 実はその計算をしておりませんので、正確な資料を持ち合わせません。

○森本委員 これは事務当局としても正確な統計をとつておられたいと思ふ、事務当局の怠慢だと思ふ。二十二年十二月三十一日以前のものに限るといふ法律を出して、それと同じような小額契約がやはり二十三年以降にあるわけなんですから、あるのだつたら、それがどの程度あります、あるけれどもやむを得ずこういう法律になりましたからこれは救えませんが、その金額の数字が、これは保険局の膨大な機構を通じて調べるならば、一日か二日で調べられますよ。それが調べられぬような保険局の機構だつたら機構改革しなければ話にならぬ。やはりそのくらいのことにはちゃんと調べがついてなくてはならぬわけでありまして、いづれにいたしても、いまわからぬという追及したところで話になりませんが、相当数あることは間違いないでしょう。どうですか。

○武田政府委員 御指摘のようにならぬ数はあると思ひます。

○森本委員 ここでちよつと大臣に見解を聞いておきたいと思ひますが、二十二年十二月三十一日に区切るといふことは、いまの質疑応答の中で、

郵政省側の意見というものと、われわれが言つておる意見というものが、一応明らかになつたわけでありまして。その意見の相違は相違としておいても、けつこくであります。ただ、二十三年以降の小額契約のものについてはこれが適用されない、それについての不公平、不合理さというものを一体どう考へになるか。もう一回これは再度救済を行なうという措置をおとりになるおつもりであるのか、あるいはまた、これはしかたがないからそのまま置いておこうとするのか、この辺は政治的な判断になりますので、大臣に聞いておきたい、こう思ひます。

○小林国務大臣 二十二年の年末に区切つたのは、やはり、事務的に出来まして、私どもはそれを承認した、こういうことでございまして。

それで、私ども、戦後入つた方はまあ物価の異常騰貴というやうなものがないと入つて入れた、ところが戦前のものは、あれでやれると思つたところが、客観情勢の異常な変化によつて、えらい打撃と申すか、自分の意圖と違つてきた。こういうことであるからしてこういう措置をとりたい。しかし、二十三年以降の方は、とにかく小額を初めから承知でお入りになつた。こういうところがだいたい違ひではないか、こういうふうな私どもは思つておられますが、しかし保険のいわゆる年金の機能を果たせないといふことは、やはり小額であつては同様でありますから、これは今後の問題として、二十三年以降のものについても、ひとつもう一度検討したい、かように考えます。

○森本委員 大臣がもう一度再検討せられるといふことでありますので、二十三年以降についてはひとつこれは宿題として残しておきたいと思ひますが、ただ私は、大臣に申し上げておきたいと思ひますことは、この二十二年前後には物価が非常に高騰しておつたことは間違いないと思ひます。それを承知で年金に加入をしたのではないかといふふうに郵政省側は言われると思ひます。しかし、あなたも御承知のとおり、そうはいつても、本年度の年金の募集額は幾らにする、各郵政局ごとに

何ぼにこれを分ける、おまえのところの郵便局は幾らだ、こういうふうに割りつけをしておるわけですね。そうすると、その当該郵便局の局長並びに募集担当者、どうしてもそれだけ責任額を果たさなければならぬ。だから、その募集に行くときは、やはり、物価はこれ以上上がりませんよ、そうぼんぼん上がつてこれがむだになるということはありませんよ、というふうな説明をしながら募集してあるわけですよ。それが、郵政省がいつたことがインチキで、そのインチキをより見破らなかつたからおまえたちが悪いのだと言ふことは、ちよつとこれは郵政省としては今後の保険募集、年金募集の点からして無理な理屈ではないかと私は思ふ。やはり年金もその募集に行つた諸君がそういうことを言つて二十三年も募集しているわけですよ。だから、その辺の現業の事情というものを、やはり郵政省側の人は頭に入れておかないと、当時物価はほとんど異常に騰貴しておつたではないか、それを承知で小額年金に入つた人だから、それは入つた人に責任がある、郵政省には責任がないといふことであるならば、これはどうぼろに追い銭みたいな論理になると思ふので、郵政省側としては、郵政省側としては、そのときも、もうこれ以上はそんなに物価は上がると思ひませんよ、この年金でもけつこく大体やつていけると思ひますよといふことを言ひながら募集してあるわけですよ。はつきり言つて。だから、やはりその責任は郵政省側にあるといふことをこの際これは特に局長以下事務当局は肝に銘じておいてもらいたいと思ふ。大臣としてもこの点についてはひとつ考へておかないと、入つた人が悪いのだといふ考へ方では、ちよつとこれは、加入者がさかねじを食はされる、こういうふうには思ふので、その点は大臣が今後これは再検討せられるといふふうに言われておりますので、この質問についてはあと出しませんけれども、そういうふうな郵政省側の現場の事情があるといふことを十分承知しておかないと、将来の年金募集、保険募集についても、郵政省はうそをいう、こゝいわれる

と私はまずいと思ひます。だから、そういう点は十分にお考え願つておきたい、こう思ひます。そこで、この法律が現実に施行せられるという場合に、この契約消滅の申し出といふものはどういう手続きになりますか、これは事務当局でありますか。

○武田政府委員 具体的に申し上げると、もよりの郵便局あるいはまた現に支払いを受けておる郵便局、ここに口頭で申し出をいただきますと、そこに用紙を備へておきます。そして、その用紙に記入してもらふ。ただ、その前提といつたしまして、省のほうから各加入者に対して案内書を出す、それによつてまず承知していただく、こういうことでございまして。

○森本委員 案内書といふのは何回くらい出しますか。

○武田政府委員 それぞれの契約につきまして特別一時金の額が計算できまして一回で済みますけれども、これがなかなかむづかしいといふので、とりあへず今度の制度のあらましと受け取り方といふものを内容とした案内書をまず出すとして、そしてかなりの数、また不着で返つてくるものがあると思ひます。またそれに対して、さらに本籍調査なり何なりをする、そしてもう一回出す。それから、そのほか新聞、ラジオ等を通じて本制度の周知をはかる、こゝう考へております。

○森本委員 最初から、あなたの年金については今度消滅を申し出られた場合には、これこれの付加金とこれこれの金をお渡しすることができまから、ひとつお受け取りに來てください、こゝう通知を出したらどうか。

○武田政府委員 現に支払い中のものでもございまして大体出せるかと思ひますけれども、年齢構成の問題とか、それからまた途中の貸し付けの問題とかいろいろございまして、全部に対してそのことはむづかしいといふ思ひます。

○森本委員 どうしてそれがむづかしいんだね。

これはそんなむずかしいことは一つもないよ。さつさと計算すれば、それが親切というものです。あなた。通知を出すのなら、あなたのほうに、今回この契約消滅を申し出てきた場合には、いまの三カ月に十二円というようなことはやりません、一ぺんにこれこれのお金を支払いますから、ひとつ取りに来てくださいよ、こうやれば一番いいじゃないですか。

○武田政府委員 私どももできるだけそういうふうにしつたい、こう考えておられますけれども、現に支払ひの中のでございまして大抵できるかと思ひますが、その途中に住所の変更その他いろいろございします。それからまた貸し付けの返済状況、いろいろこまかくなつております。と同時に、やはり年金証書を見せていただくことが一番確かでございますから、それとつき合はせるといふ意味でございますが、ただ私のほうは年金証書等をお持ちいただければ、大抵郵便局の窓口の即時払いができるように計算は簡単にございします。だから申し出と同時にできるだけ払えるようにするつもりでございます。

○森本委員 何のために契約の原簿があるのですか。契約の原簿を見たならば、これは年金証書と同じように、ちゃんと書いてあるわけだから、それによつて計算できるわけですよ。もう一回は、千円や二千円もらうのにわざわざ山道をかけていきたくはないから、それが六千円なり五千円なりもらうということになったら、それじや行つて、もらいましようか、こういうことになるわけです。そのもう金額をちゃんと正確に計算をしてやつて、それは百円や二百円は違つてもしょうがないけれども、大体五千円とか六千円程度、あなたにこれだけいきまうから取りに来てください、こうやるのが親切でしようか。何やらわからぬけれども、とにかく金をやるから取りに来ていいたつたて、そんなもの来るかね。私が言うようにやるのがやはり親切ですよ。

きるだけそういう方向でやりますけれども、かなりの数は正確に計算はいたしかねます、こういう意味でございます。

○森本委員 その支払ひの中のものがないんだ。私は、この間わざわざ保険局まで行つて調べたんだ。保険局まで行つて調べてきたら、この小額契約というのは、実際に支払つていけるほうが少ないんだ。支払つてないほうが多いんだ。多いというのは、やはり三十円とか十二円とかいうことだから、ついもらひに來ないんだ。原簿を調べてみると、もう五年も六年も取りに來ぬのに、郵便局はそのままほつたらかしてある。これはなんで通知せぬかと聞いてみたら、通知しなければならぬという規定がありませんから通知しません、こう言うわけだ。これこそ全く官僚主義だ。五年も六年も取りに來ぬから、死んでいゝのか生きていゝのか、さつぱりわけがわからぬ。その原簿をずっと見てみると、もう六年ぐらゐ前から一つも取りに來ていない。これは生きていゝのか死んでいゝのかということがさつぱりわかりません。そういうところは私は不親切だと思ふ。だから、こういう点については、やはりもっと親切に今回はやつてやつたらどうか、こう私は言つておるわけなんです。ひとつ親切にやる気はないかね。局長は非常に親切な男だと思ふんだが、部下にそういう親切にやるといふことを命令すれば、これは国民が喜ぶことだと思ふ。いま私が言つてゐることは、直接国民に關係のある事項なんだから、いまの年金の受け取り方を見ていゝと、少し不親切じゃないか。生きていゝのか死んでいゝのか、どこへ変わつていゝのか、さつぱりわけがわからぬ。もう取りに來ないで、五年も六年もほつたらかして。原簿を見たら白紙で、あとは何も書いてない。さすがに三カ月で千二百円以上というやつは、やはりみんな取りに來ていゝ。これはやはり現金なものだ。三カ月で千二百円、千円以上とするとほとんど取りに來ていゝ。ところが、これがもう千円以下になると、やはり取りに來てない。そういう点を見た場合に、今回の

場合、まとまつて五千円、六千円ということになると、これは取りに來ると思ふ。しかし、あらかじめその金額をやはり知らしてやらなければならぬ。そのくらのことができぬような保険局の機構じゃないと私は思ふ。何のために大きな電子計算機を備へていゝのか。そういう点からいつて、これはやはりちゃんと親切に国民にサービスをするといふことを、ひとつ事務当局は今回やつてやつてつこうだと私は思ふんだが、これはやる気はないですか。

○小林国務大臣 お話はまことにごもっともだと思ひますから、そういうふうによらせよう取り計らいます。

○森本委員 こういう点については、いま大臣がおつしやられましたように、国民に対するサービスでありますから、ぜひお願いしたいと思ひます。

その次に移りたいと思ひますが、この「申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない」という第二條第二項の規定ですね、これはどういふわけでございする規定をいれなければならぬのですか。

○武田政府委員 現在の年金法のたゞまが、年金法上の継続受取人あるいは指定受取人といふふたつに立て方になっております。したがうして、一般の相続の相続人といふたゞまが若干異なるところがございします。したがうして、私ども、これは非常にこまかい言い方ではございすけれども、民法の九十七條の「隔地者に対する意思表示」といふ規定の例外といつたしまして、到達前に「たゞまがこれを書面で送つた」といふときには、その後死んだときは、通常の遺産相続人とか、そういう形じやなしに、この年金法上の継続受取人に渡るといふことでございすので、継続受取人の意思を尊重しよう、そういうことでこの規定を立てたわけでございます。

加入者に対するせつかくのサービスをしようといふことでありますから、具体的にやる場合については、実行する場合にかなり慎重に考へていゝていいのではないかとこゝろに考へるわけでありまう。

それからこの法律問題でありますけれども、今回のこの剰余金は大体三十億圓出しているわけですね。そしてそのうちの付加金が十五億圓です。

○武田政府委員 剰余金から出します分は十七億何がございします。

○森本委員 それからあとは元金ですね。

○武田政府委員 あとは契約準備金でございします。

○森本委員 剰余金から出すのが十七億圓ということになりますと、この年金法の第三十一條との関連はどうなるのですか。

○武田政府委員 三十一條は「經營上剰余を生じたときは、年金約款の定めるところにより、年金受取人又は年金継受取人にこれを分配する。」といふ剰余金の分配に關します原則を定めてございします。したがうしてどういふふうにとどの時期に分配するかといふことは、これは省の判断によつてできることと、その時期になりますと、これを約款を立てまして分配の方法をきめるわけでございます。それを受けましたのが約款の百十三條でございまして、これも正確に剰余金の分配金という嚴格なる意味のものではないと思ひますが、昭和二十七年の九月三十日以前の契約——それ以後の契約は料率を引き下げました、したがうして前のものとあとのものの料率の均衡をとる、調整をはかる、こういう意味で、料率変更が年金はなかなかむずかしいのでございすので、したがうして、これを分配金の形で調整をはかる、こういうことでこの百十三條を立てたわけでございます。

○森本委員 そういたしますと、今回のこの法案によるとこゝろの問題については、現在の約款でいわけですか。

○武田政府委員 私どものこのやり方は、大体先生のいまの御指摘の趣旨と合うのじゃないかと思ひますけれども、ただこまかくいいますと、これは非常にむずかしい問題でございまして、全払いのものもございしますし、年々かけてきたものもございします。したがひまして、その辺はもう捨象い

たしまして、いま申し上げますような形でやりま
すと、一応二百円刻みということになったわけで
ございます。

○森本委員　そうすると、この中で貸し付けを行なつておるものはどの程度ありますか。

○武田政府委員　大体大半が小額のものでござい

ますので、あまり貸し付けの数は多くないと思います。

○森本委員 いまは貸し付けはないにしても、昔貸し付けをしておるものがあるんじゃないですか。

○武田政府委員 そういうことを私も多少見まし

たけれども、すでに返済しておるものもございませう。それで、正確にちよつと申し上げかねます。

○森本委員 それじゃ一体その貸し付けの資格といたうものは要するにどうなっておりますか。年金

の貸し付けを受ける資格です。

○武田政府委員 現在の契約貸し付けの資格は……。(森本委員「当時、当時」と呼ぶ)ちよつと二十二年当時ののは正確にいま材料がございませう。

んけれども、大体立て方としては契約準備金の範囲内ということで現在もやっておりますので、当時もそうであつたかと思ひます。

○森本委員　契約準備金の範囲でその貸し付けが

できるといふことであるとするならば、当時二十

二年前後において、やはり貸し付けを受けた人、私はだいたいあると思うのです。当時百円、二百円というものは非常に大きな金額ですよ。この間私が質問をして、あなた答弁ができなかったけれども、金融措置令のときは、一家族つた三百円な

んだから。あと家族一人増すごとにたしか百円だったと思う。大体当時新円でいけるものは五百円か六百円前後がせいぜいだった。その時分にこの金額がかりに十二円でも五十円でも、もらつておるとするならば、これはやはり違つておるわけです。そのときに貸し付けを受けておるといふことにありますと、これは相当違います。だから私かなぜ言つておるかといふと、もしその貸し付けをしておるといふことになるならば、この貢献度合いから、この付加金をはじき出す場合にそのものはある程度引かなければならぬわけです。だから、この貸し付けをしておるものが、この小口契約の中でどの程度あるかといふことを聞きたかつたわけでありました。これは古い記憶だから、電子計算機じゃないから、あなたの頭の記憶にはないといふことであるとすれば、これはしかなかったから先へ進んでいくけれども、理屈からすると、やはり貸し付けといふものがある場合について、この付加金を出すところの貢献度合いといふところからはやはり差し引いていかねければならぬといふことが言えると思つて、私は本来ならば、保険局の教理課あたり非常に信頼してあり、こういう付加金の出し方については、どこから突つ込まれても文句の言ひようのない精密機械のようなやり方で出している、こう考へておつた。ところがだんだん質問してみると、大臣が言うように、どうも少しつかみ金的なことがこの付加金の出し方についてもあるのではないかといふことが言えるわけで、それが証明されさえすれば、こんなものでいいといふことであります。

しかし実際はそういうものでは困るといふことで、やはり保険当局としては、こういう問題を審議する場合に、私はこの程度の、貸し付け金ほどの程度あつて、その焦げつきほどの程度あつて、さらに全部払つたものはどの程度あるというぐらゐの大体の数は、やはり把握しておつてしかるべきであるといふように考へてゐるわけでありましたけれども、それがわからぬといふことであります。

るならば、次へ進みますので、ひとつこれは事務当局としても、きょうの質疑応答については——こういうことがないとなつた方はなかなか緊張しませんから。こういうことがあると、これではいかぬ、もつともつと勉強しなければいかぬ、こういうことになると思つておられますので、ひとつ十分に今後の参考にしてみたい、こう思つたわけでありました。

それから現在の年金法では、これは前の法律改正のときに若干問題になつたわけでありましたが、国税の滞納処分によるところの差し押えが、御承知のとおり年額が二万四千円をこえるときは、そのこえる額の二分の一に相当する額についてできるというこゝとなつて、これは郵便年金として特殊な点で、この差し押え事項があるわけでありました。ところが今回のこの特別一時金については全面的に差し押えをすることができるといふ一応を定めておるわけでありました。これは一体どういふわけであつたのか。

それから現行の年金法では担保を禁止してありません。ところがこの法律では一応担保を禁止してゐるといふ形になつてゐるわけでありましたが、その辺はどうなつてゐるわけですか。

○武田政府委員 現在の年金法では差し押え禁止になつておりますが、これは国税徴収法が変更になりました。もうこの種のもの全部除外を設けなかつたといふことに相なりましたので、特に今回の法律ではその国税徴収法を受けまして、国税滞納処分による差し押えは除外する、こういうふうになつてゐるを得なかつた次第でございます。現在の年金法につきましては、私もまだ改正する意図を持っておりません。

それから担保の点につきましては、これはこのお金の性格上、またこれを受け取りますところの受け取り人がいづれも高齢の方でありますし、いたしますので、こういう特権を認めなければならぬ。○森本委員 いや、担保権の問題はどうなんですか。

○武田政府委員 担保の場合も、先ほど申し上げましたようなこの特別一時金の性格上、これを譲渡と同じような扱いをしたい、こういうことでの規定を設けておるわけでありました。

○森本委員 この担保権といふものを禁止しておるわけじゃないのですか。

○武田政府委員 さようでございます。

○森本委員 だから、この担保権を禁止してあるといふことは、禁止する必要はないのではないかと、こういうことです。

○武田政府委員 私どもとしては、この金はそのままできるだけ受け取り人にあげたい、こういうことから譲渡、担保、差し押えを禁止するのが妥当じゃないか、こう考へたわけでございます。

○森本委員 差し押えは、それはいいけれども、しかし担保と譲渡は別です。これは電話加入権のときも問題になりましたけれども、一応あれは担保権ができたわけですね。要するに年金法では担保権といふものは禁止してないわけですね。ところが今回のこの付加金で支払う場合だけ禁止してあるわけですね。これは差し押えはむしろ禁止してゐるわけであつたわけでありまして、担保権そのものはかえつてあつたほうが本人のためになり得るといふことじゃないのですか。

○武田政府委員 この特別一時金は年金とは違ひますので、いわばすぐに払つてしまへばもうなくなるというわけで、担保の価値もそうないのではないかと思ひますし、またこれを担保にする必要はおそらくなからうといふのが私どもの考へでございます。

○森本委員 それは高級官僚として高級な生活をしてゐるからそういうことになるのであつて、やはり一万円ちよつとくらいのものでしたら、これは手続に少なくともだいたふかかると思ふのがどうですか。実際もらうのに半月やそこらかかると思ふのが……。

○武田政府委員 先ほどから御指摘のように、私どもできるだけ親切にやりたい、なるべく窓口で

即時払いに扱いたい、こう考へておりますが、やはりかなりの数は地方保険局に持つて帰つて計算をしなければならぬといふものがある。そういういたしますと、地方保険局で払います分は、やはり半月から一月はかかるかもしれない。

○森本委員 そうすると、窓口の即時払いと、それから保険局へ持つて帰らねばいかぬといふのを、大体どの程度見ておられますか。

○武田政府委員 これは全く推計でございますけれども、四分六でやはり六分の方は地方保険局に送らなければならぬのじゃないかと私どもは推算しております。

○森本委員 そういたしますと、この四分六のうち四分の窓口の即時払いというのは、大体件数はどの程度になりますか。

○武田政府委員 全部六十万件が今回動いたといふと、二十四万件といふことに相なります。○森本委員 二十四万件といふことになりまして、この分布は全国的にどういふ状況になつておりますか。

○武田政府委員 戦後の事務簡素化等で詳細なる統計をつくつておりません関係で、正確に答へたいしかねますけれども、大体都市よりも地方のほうが多いのではないかと、こう思ひます。

○森本委員 これは正確な資料があまりないので、そこでとりあへず二十四万件程度はこうなるということはわかりますが、その二十四万件程度がそうなるといふことについて、これが一件当たりどの程度の事務取り扱いのなにかかるといふふうに見込んでおりますか。

○武田政府委員 全体といたしまして、この二年間で大体延べ三万人くらいの人手を要するのではないかと、こういう計算から、さしむき四十二年度では一万八、九千人の人手を要する、こういうこととていわば単価と申しますか、単金としては一件百五、六十円を基礎といたしまして計算しております。

○森本委員 その一件百五、六十円というのは、保険局と現業の窓口とは違ふのじゃないですか。

○武田政府委員 もとより違いますが、私ども一応込みで計算いたしました。

○森本委員 いつも込みで込みでということになります。それが現業の窓口ではどの程度になるのか。あるいは保険局ではどの程度になるのか。

○武田政府委員 現在のかかつております要員のほかに、さつき申し上げましたように案内書の送付から支払い事務を通じて、四十二年度は延べ一万九千九百九十九人の人手を要するということの計算で、大体それは賃金でまかなうというところという考えでございます。地方局と郵便局とのその比較は、大体三対一くらいの比率で地方局のほうが手間がかかる、こういうふうな見込みでございます。

○森本委員 大体わかりました。この三対一というものの基準はどうなっているかということ。現業窓口で取り扱う場合に、一件当たり幾らの単価にしてこの一万九千九百九十九人が出てきたか、積算の根拠です。

○武田政府委員 私どもの立て方といたしまして、たとえば案内書を発送するのにどのくらいの人手を要するかというように式に計算いたしました。全契約件数を一人当たりの能率、約五十九・七件というもので割りまして、そうして一万九百九十九人という計算の立て方をいたしました。

○森本委員 そうすると、一時間に十五件ということですか、支払いが。

○武田政府委員 これは実際問題ということではなしに、計算上の問題で十五件というふうないたしました。

○森本委員 一時間で十五件ということは、一件何分ですか。

○武田政府委員 お尋ねの点を時間的に申し上げます。一件あたり四分ということでございます。

○森本委員 四分でできますか、これが。あなは、窓口ですわつておつて、請求にきて、年金の証書を持ってきて四分でございますか。

○武田政府委員 私が申し上げておりますのは、先ほどから案内書の発送のところに例にとりまして御説明してあるわけでございます。

○森本委員 それでは、その案内書はどこから出すのですか。郵便局ですか、それとも保険局ですか。

○武田政府委員 先ほど来御指摘の趣旨もありませんように、できるだけ早くに親切にやつてやりました。ということ、郵便局で現に支払い中のものは出せませんので、郵便局で出す、それから、その他わからないものを今度は保険局で出す、こういうふうにしておりますから、郵便局でも出します。

○森本委員 そこで現業の窓口の即時払いという点については、一件何分ということ計算していいのですか。

○武田政府委員 支払いのほうは一時間四・五件でございますから、大体十五分程度と御了解いただけます。

○森本委員 それでは、一時間に四・五件ということであるとすれば、大体妥当な数字だけれども、四分と云うから、四分なら一ぺん局長、窓口ですわつてやつてみたい。とてもじゃないが、年をとった、七十を過ぎたばあさんが、字を書いておつて、それでどうして四分で済むのか、どういう計算をしたのかと思つていたのではありませんか、一応十五分ということなら、それでいいわけでありませう。

午後零時三十六分開議
○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案を議題といたします。
質疑の申し出がありませんので、本案に対する質疑は終局いたしました。

○松澤委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。
水野清君。
○水野委員 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案に対し、賛成の意を表明するものであります。
この法案は、昭和二十二年以前に締結された郵便年金契約で、社会経済事情の変動により年金価値の減退した契約につきまして、その加入者の利便をはかることと、今後の年金事業の運営の効率化に資しようとするものであります。この特別措置の実施により、年金受取り人側は、従来三カ月ごとに郵便局に出向いて受け取っていた年金の将来分を一括して受け取ることができ、これに特別の付加金の支給も受けることとなり、これによつて郵便局に出向く煩を免れ、または、年金額が過小のためその受け取りを断念するようになつたこともなくなり、受け取り人側には大きな利便をもたらすこととなるのであります。他面、事業の側にとりましても、約六十万件にのぼる小額年金契約が整理され、これによつて事務負担の軽減ができることとなるのであります。
今回支給される特別一時金は、きわめて合理的な方式で算定され、また、その支給額も年金会計の許す限りの最善の額となつてゐるのであります。契約者は必ずやこれらの点を理解し、本措置に應ずるものと思われるのであります。
以上の見地からわが党は本法案の趣旨を妥當と判断いたしますが、ただこの際当局に

要望いたしますのは、この特別措置の周知についで格段の努力を払われたいということでありまして、かりにも当局の緩怠によりましてこの特典的措置に漏れる者のないよう万全の措置をしていただきたいと存するのであります。
以上、希望を申し上げまして、私の賛成討論を終ります。(拍手)
○松澤委員長 次に、中井徳次郎君。
○中井委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案に対し、反対の意を表明するものであります。
戦後の経済変動によつて年金としての実効を失つた小額年金契約の救済については、わが党はかねてから強くこれを主張し、当委員会においてもしばしば政府に救済方を督促してきたところであり、今更には政府が提案してまいりましたこの特別措置法案は、救済策というよりむしろ小口契約の切り捨て策の色合いが強いのであります。
この特別措置で消滅し出した契約者に支給される特別一時金は、契約一件当たり平均五千円程度であります。老後の安定に備えるため国を信頼して不如意の家計を切り詰めて、または手放しがたい財物すら換金して掛け金を調達し、年金契約を締結した契約者が、今日老後の安定はあろか、日常の小づかい銭にも及ばないきわめて僅少な年金を受領している実情を直視するとき、この程度の支給金額で小額年金を整理することは何といつても首肯し得ないところであります。
いま、この特別措置の対象となる契約の年金額を現在の物価に引き直してみますと、その総額は約千九百億円に及ぶと見られるのであります。政府が今回の特別措置のために用意している金額はわずかに三十億にすぎないのであります。この程度の金額では契約者の実損はほとんど償われないのであります。しかも特別措置に要する経費は事業会計の中でまかなうものとして、年金と分配金の繰り上げ支払い金は契約準備金から、特別

付加金は剰余金から支出することとしたしておりますが、郵便年金事業の積み立て金は昭和十八年以降もつばら戦争遂行政策に沿って運用され、さらに同二十一年一月から二十八年三月までは契約者貸し付けを除いて自主運用が停止され、国の財政政策への寄与を主眼として運用されてきたいささつを顧みず、補償的な意味を持つ特別付加金の財源は一般会計から支出するのが当然と考えられるのでありまして、これを全契約者の掛け金の果実であり剰余金から流用することはむしろはなはだ不当であるといふべきであります。さらにこの実施期日を二十二年十二月三十一日としたことにつきましても、私どもは二十年八月十五日として国家の契約者に対する政治責任を明らかにすべきものであると信じます。

これを要するに、今回の政府案は小口契約者に対する救済措置としてはあまりにも不十分であり、この措置をもつてはとうてい契約者の期待にこたえられないのであります。残念ながら、わが党はこの法案に対しては反対せざるを得ません。この際政府はいさぎよく本案を撤回し、今後における郵便年金制度のあり方や積み立て金の運用方法など、制度全般にわたる検討の中において本問題の根本的解決をはかつていくよう要望するものであります。

これをもちまして、私の反対討論を終わります。

○松澤委員長 次に、小澤貞孝君。

○小澤(貞)委員 私は、民社党を代表いたしました。ただいま議題となりました昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案に賛成の意を表明したいと存じます。

私は、まず第一に、法案に対する賛否をきめるときに、これはあまりにも当然なことでありまして、自分は反対しても、わが党は反対しても、与党が多数だから法案の通過は間違いないから反対するとうような態度はとるべきでないと思ひます。自分が反対し、わが党が反対したらこの法案はつぶれてしまうという立場で賛否をきめるべき

だ、こういう原則に立つております。そういう立場で考えてみますならば、この法案審議の経過を見ても明らかのように、この法案にはたいへん不満な点がたくさんあるわけでありまして。たとえば特別付加金、いわゆる戻金といふものが気の毒料といふ点か、そういうものが当時の物価指数と比較してあまりにも少な過ぎる、こういう点が第一点であります。第二には、この種の国との契約で明らかに加入者に損害を与えたときに、企業内だけで処理するというのではなくて、一般会計に財源を求めて補てんするということが当然であり、好ましいことだと思ひます。このような不満はありますが、今日この時点であえてこの法案をつぶしてしまふ気にはなれないのであります。なぜならば、これも審議の過程で明らかになりました。きわめて小額の契約でわずかな年金を受領することとがすでに意味がないか、あるいは当の契約者は自分で契約を破棄し捨ててしまったと同様なつもりでいる者もたくさんあるわけでありまして。これらの人々に将来受領できると予想される額を繰り上げ支払いを行ない、かつ、少額ではあるが、特別付加金をプラスして支給するということ、その当事者にとってはたいへんありがたいことであろう、こういうふうに考えるわけであり

す。次に、年金の現契約百十万件中、この特別措置で六十万件が処理されるということ、年金事務の合理化にたいへん役立つというように考えるわけでありまして。合理化を進めて年金の将来の基礎を一そう固めることが当面緊急に必要ではないかと思ひます。

この二つの点はすみやかに実施しなければならぬことではないか、こういうふうに考えます。以上の理由でこの法案はたいへん不満があるわけでありまして。しかしながらあえて賛成し、成立を期せうとする理由であります。

なお、われわれは、昭和二十三年一月一日以降のものの中でも、小額契約で契約当事者がもう捨ててしまったと同様に考えているようなものがた

くさんあるうかと思ひます。これについても本特別措置法による処理の終わる昭和四十五年以降にすみやかに処理して、本法と同じように整理が行なわれて年金加入者に利便を与え、かつ年金事務の合理化に資するよう要望をいたしまして、討論を終わりたいと存じます。

○松澤委員長 次に田代文久君。

○田代委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつておる本法案に対し反対いたします。

理由は、第一に、本件の打ち切りに伴う支払い金の性格についてであります。

政府は、この打ち切りに伴う支払い金の性格を恩恵的なものであり、また功利的なものであると説明しておりますが、これは国民を欺くものと言わざるを得ません。政府は、この法案に基づく打ち切り措置として三十億円の予算を計上いたしておりますけれども、その半分の年金繰り上げ支払い金十五億円は、加入契約者が当然取得する権利のあるものであります。また残りの付加金と称する十五億円も、年金特別会計の累積剰余金の中から支払われるもので、これも年金加入者の金を運用してできた剰余金であるのであつて、当然加入者に還元するべき性質のものであります。結局恩恵的に支払われると称する三十億円の全金額は、政府負担によるものではなく、百二十万円に達する加入者全員の自己負担によるものであつて、加入者は何ら恩恵など受けるものではないにもかかわらず、政府の配慮によつて恩恵的に支給されるのだからと説明しているものであつて、これは国民を全く欺瞞するものであります。

第二は、貨幣価値の変動と支払い金との関係であります。

物価は政府発表でさえ現在戦前に比べて約四百倍になつており、当時の加入者は貨幣価値の高い加入金を支払つたのであるから、当然物価に見合った支払いを現在受けておるべき性質のものであります。しかるに本案によりますと、戦前の支払い平均額のわずか三十倍の計算にすぎません。

しかもこれは一時金により打ち切られるものであります。政府はこうして加入者に大きな損害を与えているが、他方、多数の国民から集めたこの多額の金が、当時独占資本の利益と侵略戦争遂行のために活用されたものであることは、郵便年金制度の持つ欺瞞性と人民収奪の本質を暴露するものであります。

第三に、この法案の実施に伴う年金事業の見通しとその評価についてであります。

政府は、この打ち切りにより、年金事業は今後発展すると評価いたしておりますけれども、今後物価の上昇は永続することを政府みずから認めており、年金加入者はいままでも同様の損害を受けることは明らかであります。したがつて、政府の年金事業発展の見通しはから念仏にすぎません。ただ加入者を資金運用部資金を通じて独占資本に奉仕させることだけが不動の現実として生かされるのであります。

このよう現在の政府のもとにおける郵便年金事業は、以上の観点からいたしましても発展の見通しは考えられないのであつて、このことは、与野党の一部にさえ、郵便年金事業の打ち切りを主張するような人があることによつても明らかであります。

しかるに、政府はなおこれを拡大する方針を堅持し、加入促進を行なつておりますけれども、これは依然独占資本に奉仕する忠実な道を歩いておることを物語る以外の何ものでもないものであります。わが党は、真に加入者の福利を守るために、物価にスライドした年金の支払いを主張するものであります。

以上によりましてわが党は本案に反対し、私の反対討論を終わります。

○松澤委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

なおただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松澤委員長 この際小林郵政大臣から発言を求められておりますのでこれを許します。小林国務大臣。

○小林国務大臣 本案につきましては、慎重な御審議の上御可決をいただきましてまことにありがとうございます。

なお御審議の際に御注意ないし御要望のありました事項につきましては実施にあたり十分留意いたしてまいりたいと存じます。

○松澤委員長 次会は来たる七月十二日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

昭和四十二年七月十二日印刷

昭和四十二年七月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局